

空き店舗等活用事業補助金交付制度の概要

小諸市では、中心市街地の活性化を図るため、事業者等が中心市街地活性化対象区域内（図1）の空き店舗等へ出店する店舗改修費等の一部を補助します。

【対象事業】

商店街団体や事業者等が中心市街地にある空き店舗等を活用し、集客に役立つ施設及び店舗を新規に開設する事業又は既存の施設及び店舗を増設する事業。

【対象店舗】

- 1 小売店、飲食店、サービス業（旅行業・宿泊業）

【風営法に規定するものを除く】。

※飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。

※不特定多数の者が自由に入出入りできること。

※規定する業種と対象とならない業種の複合店舗を開設する場合についての取り扱いは補助金交付対象となる業種が主業種の場合は補助金を交付する。

ただし、交付額は経費対象となる業種の占める店舗面積で按分する等の調整をとる場合がある。

また、次のアからエのすべてに該当する場合その業種が主業種であると判断する。

ア 従たる業種より売上が多い。

イ 従たる業種より労務量が多い（従業員の配置状況など）。

ウ 看板、チラシ等のPRが主業種となっている。

エ 公の書類において主業種となっている（税の申告など）。

- 2 集客施設（展示場、フリーマーケット、休憩所等で特に活性化に寄与するもののうち、商工会議所・商店街団体・NPO法人が開設するものに限る）。

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
1 空き店舗等の改修又は新・改築費及び附帯施設の設置に要する経費。ただし既存の施設及び店舗を改修又は改築する経費は除く	1、2合計の3分の1以内。 ただし、100万円を限度として、3年間の分割交付とする。
2 空き店舗等の購入費（土地代は除く）	

※附帯施設とは空調、給排水、厨房、業務用大型機器、トイレ、看板、戸棚、カウンターなど建物と一体となっているもの（容易に移動できるものは除く）並びに店舗に併設された事業用倉庫をいう。（駐車場は除く）

※居ぬき購入にかかる費用一切は補助対象外。

【補助要件】

- 1 空き店舗等とは、商業（サービス業を含む。）若しくは事務所の用に供していたもので、3ヶ月以上利用されていない建物、空き家バンクに登録されている空き家、空地进行をいいます。
- 2 補助金を受けるには、小諸市補助金交付規則に規定されていることのほか、次のことが条件になります。

ア 中心市街地活性化対象区域内であること。

（区域内から区域内への移転は対象外）

イ 申請した内容に基づき3年以上活用すること。

ウ 市区町村税に滞納がないこと。

